

令和5年第1回朝霞和光資源循環組合議会定例会会議録

目 次

2月9日(木)	○議事日程(第1号)	1
	○本日の会議に付した事件	1
	○出席議員	2
	○欠席議員	2
	○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者	2
	○職務のため出席した事務局職員	2
	○開会と開議の宣告	3
	○会議録署名議員の指名	3
	○会期の決定	3
	○諸報告	3
	○管理者提出議案の上程	4
	○管理者提出議案の提案説明	5
	○管理者提出議案に対する質疑及び管理者提出議案に対する 討論・採決	9
	○議員提出議案の上程	21
	○議員提出議案の提案説明	21
	○議員提出議案に対する採決	22
	○一般質問	22
	○閉会中の継続審査	29
	○閉議と閉会の宣告	30

令和5年第1回朝霞和光資源循環組合議会定例会

令和5年第1回朝霞和光資源循環組合議会定例会

○議事日程（第1号）

令和5年2月9日（木曜日）午前10時00分開会

開 会

開 議

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 諸報告

（1）議長報告

（2）管理者報告

第4 管理者提出議案の上程

第5 管理者提出議案の提案説明

第6 管理者提出議案に対する質疑

第7 管理者提出議案に対する討論・採決

第8 議員提出議案の上程

第9 議員提出議案の提案説明

第10 議員提出議案に対する採決

第11 一般質問

第12 閉会中の継続審査

閉 議

閉 会

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員 9名

1番	獅子倉 千代子 議員	2番	須田 義博 議員
4番	岡崎 和広 議員	5番	斉藤 弘道 議員
6番	齊藤 克己 議員	7番	内山 恵子 議員
8番	菅原 満 議員	9番	伊藤 妙子 議員
10番	赤松 祐造 議員		

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

柴崎 光子	管理者
富岡 勝則	副管理者
村山 雅一	会計管理者
奥山 寛幸	事務局長
紺清 公介	事務局次長
高野 晴之	施設課長
飯泉 博明	施設課長補佐

職務のため出席した事務局職員

嶋田 裕樹	書記長
永峯 孝之	書記
高橋 優樹	施設課主査
芝垣 真人	施設課主任

午前10時00分 開会

◎開会と開議の宣告

○齊藤克己議長 皆さん、おはようございます。

ただいまから令和5年第1回朝霞和光資源循環組合議会定例会を開会いたします。

出席議員数が定足数に達していますので、会議は成立しています。

それでは、議事日程に従い議事を進行いたします。

ここで皆様にお諮りいたします。

本日の会議は、新型コロナウイルス感染症対策の一環として、マスク着用の上、質問、答弁とも自席にて着座で行うことを議会運営委員会です承いただいております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤克己議長 異議ないものと認め、本日の会議はマスク着用の上、質問、答弁とも自席にて着座で行うことといたします。

◎会議録署名議員の指名

○齊藤克己議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

朝霞和光資源循環組合議会会議規則第119条の規定により、議長により会議録署名議員を指名します。

2番、須田義博議員、8番、菅原満議員、以上2名を指名いたします。

◎会期の決定

○齊藤克己議長 次に、日程第2、会期の決定についてお諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員会にお諮りした結果により、本日1日限りと決定したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤克己議長 御異議ないものと認めます。よって、会期は、本日1日限りと決定しました。

◎諸報告

○齊藤克己議長 次に、日程第3、諸報告を行います。

最初に、議長報告を行います。

令和5年2月7日、山下隆昭議員から、議員辞職したい旨の辞職願が提出されましたので、地方自治法第126条の規定により、同日これを許可いたしましたことを報告いたします。

次に、監査委員から令和4年10月分、11月分、12月分の例月出納検査の報告及び定例監査結果報告がありましたので、お手元に写しを配付しておきました。

以上、御了承願います。

次に、管理者報告について、柴崎管理者から挨拶と報告のため発言が求められておりますので、これを許します。

柴崎管理者。

○柴崎光子管理者 皆さん、おはようございます。

本日は、令和5年第1回朝霞和光資源循環組合議会定例会を招集申し上げましたところ、議員の皆様には御多用のところ御参集を賜りましてありがとうございます。

それでは、議長のお許しをいただきましたので、組合の事業について管理者報告をさせていただきます。

令和4年11月から令和5年1月までの組合事務について御報告申し上げます。

総務関係でございますが、11月29日に実施された令和4年度の定例監査の結果報告書が監査委員から管理者宛てに提出されましたので、組合ホームページに公表しております。

施設建設関係では、第1回ごみ広域処理施設整備運営事業者選定委員会を11月14日、第2回を1月20日に開催いたしました。

ごみ広域処理施設建設用地の買収につきましては、1月末現在で15件中12件の地権者と契約を締結しており、進捗率は68.2%となっております。

以上、簡単でございますが、開会に当たりまして挨拶並びに管理者報告とさせていただきます。

◎管理者提出議案の上程

○齊藤克己議長 次に、日程第4、管理者提出議案の上程について、管理者から議案の提出がありましたので報告いたします。

議案については、あらかじめ配付してありますので、御了承願います。

なお、議案の件名の朗読及び議案の朗読につきましては、議会運営委員会にて省略することを了承いただいております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤克己議長 御異議がないものと認め、議案の件名の朗読及び議案の朗読は省略いたします。

◎管理者提出議案の提案説明

○齊藤克己議長 次に、日程第5、管理者提出議案の提案説明を求めます。

柴崎管理者。

○柴崎光子管理者 それでは、本議会に提案する議案について順次説明いたします。

今回提案いたしました議案は、令和5年度一般会計予算1本、令和4年度一般会計補正予算1本、条例改正2本、新規条例の制定1本の合計5本でございます。

初めに、議案第1号、令和5年度朝霞和光資源循環組合一般会計予算について御説明いたします。

一般会計の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億9,590万2,000円と定めており、前年度と比較して1億2,818万2,000円の増加となっております。

次に、議案第2号、令和4年度朝霞和光資源循環組合一般会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

今回の補正予算につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,810万4,000円を増額し、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億8,702万6,000円とするものでございます。

次に、議案第3号、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について御説明いたします。

改正内容は、国家公務員の定年引上げに伴う地方公務員法の改正等を踏まえ、関連条例を整備するものでございます。

なお、この改正につきましては、令和5年4月1日から施行したいと考えております。

次に、議案第4号、朝霞和光資源循環組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

令和4年8月の人事院勧告の趣旨を踏まえ、一般職員の月例給を引き上げ、勤勉手当の支給月数の改定を行うものでございます。

なお、この改正のうち、令和4年度分の月例給の引上げ及び12月期の支給月数の改定につきましては、公布の日から、令和5年度以降の勤勉手当の期別の支給月数につきましては、

令和5年4月1日から施行したいと考えております。

次に、議案第5号、朝霞和光資源循環組合個人情報保護法施行条例の制定について御説明いたします。

令和3年5月19日に個人情報の保護に関する法律が改正され、同法が令和5年4月1日から地方公共団体に直接適用されることに伴い、朝霞和光資源循環組合個人情報保護条例を廃止し、同法の施行に必要な事項について規定するため、新たに制定するものでございます。

また、附則において関連条例の整備も行うものでございます。

なお、この改正につきましては、令和5年4月1日から施行したいと考えております。

詳細につきましては、事務局長から説明いたしますので、よろしくお願いいたします。

○齊藤克己議長 以上にて説明は終了しました。

次に、議案の細部の説明を求めます。

奥山事務局長。

○奥山寛幸事務局長 それでは、議案第1号から第5号について順次御説明申し上げます。

初めに、議案第1号、令和5年度朝霞和光資源循環組合一般会計予算について御説明いたします。

一般会計予算及び予算説明書の1ページを御覧ください。

第1条では、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億9,590万2,000円と定めるものでございます。

第2条の債務負担行為につきましては、4ページの第2表において、事項、期間及び限度額を定めており、ごみ広域処理施設整備運営事業建設工事及び運營業務委託、ごみ広域処理施設整備運営事業に係る設計施工監理業務委託について設定しています。

第3条の地方債につきましては、6ページの第3表において、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めており、衛生債の広域処理施設建設用地取得事業について、5億3,440万円を限度額としております。

第4条では、歳計現金が不足した場合に、その不足を補うための一時借入金の最高額を3億円と定めるものでございます。

それでは、12ページをお開きください。

初めに、主な歳入について御説明します。

第1款分担金及び負担金の構成市負担金は、4億5,326万3,000円を計上し、構成市ごとの負担金額は、朝霞市が1億2,491万円、和光市が3億2,835万3,000円となっております。

第2款国庫支出金は、ごみ広域処理施設整備基本計画策定等業務委託料の財源として、循環型社会形成推進交付金（施設建設）として623万3,000円を計上しております。

第3款使用料及び手数料は、取得した用地に係る電柱等の行政財産使用料を計上していません。

第4款財産収入は、財政調整基金運用利子を計上しております。

第5款繰越金については、前年度繰越金として200万円を計上しております。

第6款諸収入は、歳計現金と歳計外現金に係る預金利子を計上しています。

第7款組合債は、広域処理施設用地取得事業債として5億3,440万円を計上しています。

16ページをお開きください。

主な歳出について御説明申し上げます。

第1款議会費は、議員報酬や会議録作成委託料など議会運営に係る経費311万8,000円を計上しています。

第2款総務費、第1目一般管理費は、特別職報酬、一般職の給料及び職員手当などのほか、組合運営に必要な経費として8,763万7,000円を計上しています。

18ページをお開きください。

第2目公平委員会費は、公平委員会委員報酬など2万8,000円を計上しています。

第1項総務管理費の合計は8,766万5,000円でございます。

第2項監査委員費は、監査委員報酬など28万6,000円を計上しています。

以上、総務費の合計は8,795万1,000円となります。

次に、第3款衛生費、第1目施設建設費は、報酬として、ごみ広域処理施設整備運営事業者選定委員会委員報酬、次ページになりますが、委託料として、ごみ広域処理施設整備基本計画策定等業務委託料やごみ広域処理施設整備・運営事業に係る設計施工監理業務委託料（施設建設）など施設建設準備に関する経費として2,398万5,000円を計上しています。

第2目用地取得費は、ごみ広域処理施設建設用地購入費や補償金など5億3,459万6,000円を計上しています。

第3目施設解体費は、ごみ広域処理施設整備・運営事業に係る設計施工監理業務委託料（施設解体）で、和光市旧ごみ焼却場の解体のため112万2,000円を計上しています。

以上、衛生費は合計で5億5,970万3,000円となります。

第4款公債費は、組合債の元金及び利子の償還金、一時借入金利子償還金として1億3,006万2,000円を計上しております。

第5款諸支出金は財政調整基金積立金として、財政調整基金運用利子と和光市財政平準化分を合わせまして2億706万8,000円を計上しております。

第6款予備費は、800万円を計上してございます。

以上、議案第1号、令和5年度朝霞和光資源循環組合一般会計予算の説明となります。

続きまして、議案第2号、令和4年度朝霞和光資源循環組合一般会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

補正予算書の1ページを御覧ください。

今回の補正予算につきましては、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,810万4,000円を増額し、補正後の歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億8,702万6,000円とするものでございます。

8ページをお開きください。

まず、歳入でございますが、第5款諸収入の雑入は、代替地差額分の310万4,000円を追加計上したほか、第6款組合債では、広域処理施設用地取得事業債として2,500万円を増額するものでございます。

10ページをお開きください。

歳出では、第3款衛生費、第2目用地取得費において、ごみ広域処理施設建設用地購入費4,787万円を増額するほか、補償金において、物件移転補償金及び損失補償金を精査し2,050万円を減額するもので、合計で2,737万円を増額するものでございます。

第5款諸支出金、第1目財政調整基金費については、歳入歳出予算調整後の歳入超過額73万4,000円を基金に積立てするものでございます。

以上が議案第2号の説明となります。

続きまして、議案第3号、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について御説明申し上げます。

当組合は現在、定年条例の制定はございませんが、地方公務員法の改正に伴い、関連する条例の文言等の整理をする内容となっております。

続きまして、議案第4号、朝霞和光資源循環組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

改定内容は、令和4年8月に行われた人事院勧告の趣旨を踏まえ、若年層の職員の給料月額を引き上げるほか、勤勉手当の支給月数を0.1月分引き上げる内容となっております。

令和4年度分につきましては、12月期の勤勉手当を0.1月分引き上げ、給料月額引上げ分

とともに差額支給分として3月給与と併せて支給する予定でございます。

令和5年度以降は、6月期と12月期の勤勉手当の支給月数が均等になるよう改めるものでございます。

続きまして、議案第5号、朝霞和光資源循環組合個人情報保護法施行条例の制定について御説明いたします。

当組合において、施行条例に定める主な事項といたしましては、開示決定等の期限は現行条例のとおり請求のあった日から14日とすること、開示請求における手数料は現行条例のとおり無料とし、コピーや郵送等にかかる経費などの実費のみを請求者の負担とすること、審査会への諮問は、個人情報の適正な取扱いを担保するために朝霞和光資源循環組合情報公開・個人情報保護審査会を規定し、運用することとしております。

以上、議案第1号から第5号までの提案説明を終わります。どうぞ御審議のほどよろしくお願いいたします。

○齊藤克己議長 以上で議案に対する説明は終了いたしました。

◎管理者提出議案に対する質疑及び管理者提

出議案に対する討論・採決

○齊藤克己議長 次に、日程第6、管理者提出議案に対する質疑と日程第7、管理者提出議案に対する討論・採決につきましては、議会運営委員会にて議案ごとに行うことを了承いただいております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤克己議長 御異議ないものと認め、管理者提出議案に対する質疑及び討論、採決に進みます。

質疑については、会議規則第50条第1項により、全て簡明にするものとし、議題外にわたり、またはその範囲を超えないようお願いいたします。

また、会議規則第50条第3項の規定により、質疑に当たっては自己の意見を述べることはできませんので、御理解の上、議事進行に御協力ください。

なお、質疑の回数については、会議規則第51条の規定により、同一議員につき同一議題について3回までですので、御了承願います。

また、答弁者側も簡潔な答弁により議事がスムーズに進行できるよう、皆さんの御協力をお願いいたします。

それでは、議案第1号、令和5年度朝霞和光資源循環組合一般会計予算について、質疑を許します。

2番、須田議員。

○須田義博議員 組合債で5億3,440万円、これ用地の取得に係る費用だと思うんですが、今年度の取得の目標数値というのは、パーセンテージが分かればお願いします。

○齊藤克己議長 それでは、答弁願います。

高野施設課長。

○高野晴之施設課長 用地買収の取得の目標値についてお答えいたします。

案件によりましては代替地への移転を伴うものもございますが、契約ベースでお答えさせていただきますと、本年度末現在での見込みとしましては89.1%の取得を見込んでおります。残りの10%につきましては、納税猶予等、取得に当たる時期について制限等がございますので、そちらについては令和5年度の契約ということで想定をしてございます。

以上でございます。

○齊藤克己議長 よろしいですか。

ほかにございますでしょうか。よろしいですか。

5番、齊藤議員。

○齊藤弘道議員 それでは、お尋ねをしたいと思います。2点ほどあります。

1点は、まず、16ページの一般管理費、それから関連して27ページにも資料があるんですけども、職員の来年度の体制について、今年度との違いがあれば教えていただけますか。何か見ると、課長級職が1人減って課長補佐級職が1人増えていますけれども、組織機構や体制も含めてそれらは影響があるものなのかどうかということをお尋ねします。

それから、次に、18ページの施設建設費に関連して、18ページの一番下、事業者選定委員会の報酬が載っていますけれども、来年度は先ほど今、須田議員がおっしゃった用地の取得と、もう一つは今後の事業者の選定というのが、この年度の予算で執行する2つの大きな仕事じゃないかなというふうに思うんですけども、改めて現状の計画も含めて、来年度どういうふうな流れや体制でこの事業者の選定を進めていくのかということについて、お聞かせをいただきたいというふうに思います。

○齊藤克己議長 それでは、答弁を願います。

紺清次長。

○紺清公介事務局次長 職員体制について、まず御質問いただきました。

こちら組合につきましては、朝霞市から4人、和光市から4人という体制で、派遣で組まれております。あと、事務局長がまず部長級となります。部長級は和光市から派遣されておりました、次に、次長級が朝霞市から、その次長級が総務課長も兼務しているという状況になっております。あと、施設課長が和光市からということで、体制につきましては、朝霞市の職員課と和光市の職員課で人事異動の関係はやっておりますので、まだ詳細を伺っておりませんので、来年度どうなるかというのは、今のところは未定でございます。

以上でございます。

○齊藤克己議長 高野施設課長。

○高野晴之施設課長 来年度の主な事業スケジュールということで、事業者選定の手続についてが主要な業務になるということで考えてございます。

事業者選定につきましては、これまで2回ほど委員会を開催させていただいております、会議録等については、最終的な選定が終わるまでは非公開としておりますが、審議項目については、ホームページで公表させていただいております。

また、選定委員会のメンバー等につきましては、4月に入札公告を予定しております、その際に委員名、またどういった基準をもって審査をするのかということも併せて公表する予定としてございます。

また、令和5年度の事業者選定の主なスケジュールでございますけれども、4月に入札公告を予定しております、おおよそ8月の後半をめぐりに事業者様からの提案をいただくことを想定してございます。その後、2か月から3か月かけまして事業者様からの提案に対する審査を行い、10月の末頃には落札者を決定したいというふうに考えてございます。その後、運営に係る特別目的会社の設立等もございますので、年内には仮契約を締結させていただきまして、来年、令和6年2月の組合議会定例会に契約に関する議案を上程させていただければと考えてございます。

以上でございます。

○齊藤克己議長 よろしいですか。

5番、齊藤議員。

○齊藤弘道議員 職員体制は、組織そのものは変更はないと。ただ、ここでは課長職が1人減るけれども、その中で今の体制、この組織の中に当てはめていくという、誰か来るかは、それはまだ分からないという答弁、分かりました。

次に、選定ですけれども、今、2回ほど行われてきたと、実施方針と、さらには入札説明

やら要求水準や落札決定基準が決まったと、案が定まったということですよ、この委員会の中で、という状況になるかなというふうに思っているんですけども、今現在、公表されているのは、実施方針については公表されていますけれども、これは入札の公告に沿って、4月になれば今言ったようなほかのものも公表されていくということでもいいのかというのが1つと、あと、今現在この予算書を見ると、いわゆる学識者というのはお2人で、そのほかはこちらの職員の皆様方、この委員会のほうというか、それもちょっと教えてもらいながらですけども、実際の選定は3回行くと、予算も3回分の予算ということになりますけれども、今いろんな市のプロポーザルのやり方なんかも見えていますと、例えば市民の参加があるとか、あるいは学識経験者の数ももっと増やすとか、中間でのいろいろのものがあるんだとかということもあると思うんですけども、その辺について体制も含めて、来年度、今のままのこの学識経験者2名、それから3回の会議で結果を出していくということで十分だと考えているのかどうか。

私が所属している朝霞市でもプロポーザルやりますけれども、こんな金額のものをやることはないので、ちょっとより丁寧なやり方が必要なんじゃないかと思えますけれども、その点についてはどんなふうに考えられているのか教えてください。

○齊藤克己議長 答弁を願います。

高野施設課長。

○高野晴之施設課長 まず、実施方針を現在は公表させていただいておきまして、4月にその他の書類を公表する予定です。事業者選定委員会については2回目まで開催をさせていただいており、4月の入札公告前にもう一度開催をする予定でございます。その中で入札説明書でありましたり落札者決定基準について、いま一度審議をさせていただいて、最終的に組合として入札公告に至るといったスケジュールを想定しております。

あと、事業者選定委員会のメンバー、構成等につきましては、学識経験者を3名、また管理者が必要と認める者2名ということで、委嘱を既にさせていただいております。また、委員の氏名等につきましては、入札公告の際に事業者との接触に関する失格条件等も併せて公表したいと考えておりますので、現時点においては名前は伏せさせていただきます。

あと、事業者選定の考え方といいますか、プロポーザルのお話もあったかと思うんですけども、そちらについて御答弁させていただきます。

今回のごみ広域処理施設整備事業につきましては、設計施工から運営までを含めたDBO事業で発注する予定としております。事業全体を通して、民間事業者の技術力であります

りノウハウを生かした効率的な運営を期待するものになりますので、品確法の基本理念でありましたり、また、環境省が定めております廃棄物処理施設建設工事の入札契約の手引といったものがございます。こういった内容を踏まえまして、価格と品質が総合的に優れた内容の契約を実現できる総合評価落札方式をもって事業者の選定を進めたいと考えてございます。

また、委員会の開催回数でございますけれども、ほかの事例も踏まえながら今回、令和5年度に3回ということで想定しておりますけれども、十分審議ができるものと考えてございます。

また、メンバーにつきましても、確かに多いところもあるんですけれども、提案に関する技術的な審査でありましたり、契約内容の法的な審査につきましては、今、業務委託をしておりますアドバイザー契約等もございますので、内容については十分今の進め方で問題ないというふうに捉えてございます。

以上です。

○齊藤克己議長 5番、齊藤議員。

○齊藤弘道議員 そうなってくると今度は、透明性という点では、結果の公表の仕方というか、結果の公表そのものは多分すると思うんですけれども、その仕方が問題になってくるんじゃないかなというふうに思うんですけれども、その点についてはどんなふうに考えられているのか。

例えば、単にエントリーされた幾つかの事業者の点数だけを出すとかということではなくて、それぞれの提案の中身についても、もちろん会社と名前は伏せた状態だと思うんですけれども、きちんと分かるようなものを想定されているのかどうか。あるいは、配点なんかについてもきちんと明確になる、あるいは、その配点、これは最終的には議会でその後は判断することになるので、その資料ともなることも含めてですけれども、きちんと内容が精査できるものが公表される、そのように考えているのかどうかお聞かせください。

○齊藤克己議長 それでは、答弁願います。

高野施設課長。

○高野晴之施設課長 総合評価落札方式におきましては、透明性、公平性ということが重視されるということは十分承知してございます。入札公告の際に落札者の決定基準も併せて公表させていただきまして、どういった項目について、どういう配点で審査をするのかというものも併せて公表させていただくことで、見えない形で審査が進むということを避けるよう

にしたいと考えております。

また、審査講評を最終的に落札者を決定する際に公表させていただくんですけれども、それと併せまして、落札者となった事業者の提案概要についても公表したいと考えております。落札者にならなかった事業者については、やはりノウハウ等の関係もございますので公表が難しいと考えておりますけれども、決まった事業者の提案とそれに対する委員会での結果、評価について公表したいと考えております。

以上でございます。

○齊藤克己議長 ほかにございますでしょうか。よろしいですか。

〔「なし」と言う人あり〕

○齊藤克己議長 質疑がございませんので、以上にて質疑を終結いたします。

議案第1号について討論を許します。ございませんか。

5番、齊藤議員。

○齊藤弘道議員 微妙なところはあるんですけれども、反対したいというふうに思います。

これだけの事業なので、プロポーザルとしてやると、総合評価でやるということの中で、やはりもっと丁寧なやり方と、それから結果の公表についても、確かにそれぞれのノウハウ、技術力ということもありますけれども、やっぱりこれだけの事業なので、きちんと最終的にどの提案がどうだったのかということが分かるような形で取り組んでいただきたいと。

これは来年の2月の議会で改めて議案として出てくるんだと思うんですけれども、その節にはぜひ今の答弁を超えた開かれた内容に、誰もが安心して任せられるような内容になることを、これは希望として申し上げながら、残念ながら今の段階では安心して任せることができないというふうに判断しますので、反対をしたいと思います。

以上です。

○齊藤克己議長 ほかに討論はございますか。

賛成討論、2番、須田議員。

○須田義博議員 私は、この一般会計補正予算に賛成の立場で討論させていただきます。

今、御説明のあったとおり、内容を精査しましても特に大きな問題のない支出であると考えられますので、私はこの一般会計歳入歳出予算に賛成といたします。

以上です。

〔「補正じゃないです。補正予算でなく」と言う人あり〕

○須田義博議員 一般会計で。補正と言っていましたか。

すみません、失礼いたしました。一般会計予算です、はい。

○齊藤克己議長 討論が終了しました。

ほかに討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○齊藤克己議長 以上にて討論がございませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第1号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○齊藤克己議長 挙手多数。よって、議案第1号、令和5年度朝霞和光資源循環組合一般会計予算については、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第2号、令和4年度朝霞和光資源循環組合一般会計補正予算（第2号）について、質疑を許します。

質疑ございますでしょうか。

5番、齊藤議員。

○齊藤弘道議員 3月の補正になった、改めてもう少し詳しくというか経過を教えていただきたいということと、あと、この補正予算が全体の、主にこれ用地買収が中心ですけれども、そこに全体計画に影響があるのかどうかということについて伺います。

○齊藤克己議長 それでは、答弁を願います。

高野施設課長。

○高野晴之施設課長 改めまして、補正予算の増額、減額した部分の理由について御説明させていただきます。

まず、用地購入費の増額の理由につきましては、これまでの用地交渉の状況を踏まえまして、令和4年度の支出見込額が不足したことからの増額の補正を行うものとなっております。この対象の案件につきましては、代替地のあっせんを行うもので、当初、令和5年度中の支出を見込んでおりましたが、代替地への移転の手続の状況を踏まえて、令和4年度中に前金の支出が可能となりましたので、補正をさせていただくものでございます。

また、補償金の減額の理由でございますけれども、こちらにつきましては、令和2年度に2件の物件補償調査、こちらを実施しておりますが、そちらが完了して移転補償費が確定したことと併せまして、もう一つ、移転事業のこれも進捗を踏まえまして令和4年度の支出予定額を精査した中で、不用額が発生する見込みであったため、減額をさせていただいたもの

でございます。こちらの移転に係る手続の進捗状況ということにはなるんですけれども、特段この補正をもって事業全体に影響があるといったものではございません。

以上でございます。

○齊藤克己議長 よろしいですか。

ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○齊藤克己議長 以上にて質疑はございませんので、質疑を終結いたします。

議案第2号について討論を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○齊藤克己議長 討論がございませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第2号について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤克己議長 御異議ないものと認め、議案第2号、令和4年度朝霞和光資源循環組合一般会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第3号、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、質疑を許します。

5番、齊藤議員。

○齊藤弘道議員 先ほど説明があって内容はよく分かったんですけれども、要するに地方公務員法の改正の中の今回、一部分、定年前短時間勤務制度の導入だとか、その辺の一部分だけが入っているわけなんですけれども、結局、定年の条例がないということで先ほど説明がありましたけれども、今後どういうふうを考えられているのか。今は両市から職員が派遣されてきていますけれども、やはりこれだけの事業をきちんと継続して、しかも今後はもちろん職員だけではないんですけれども、DBOで任せた場合も、きちんとした管理を継続的に専門的にしていくということがこの組合に求められることだというふうに思いますので、そこはきちんとプロパーを育てながらやっていく必要があると思うんですけれども、その点については今後の定年条例や、あるいは、もしかしたら役職定年制度なども含めて入ってくる可能性はあると思うんですけれども、今後のそうした考え方についてはどういうふうになっていくのか教えてください。

○齊藤克己議長 それでは、答弁を願います。

紺清次長。

○紺清公介事務局次長 現在、組合職員につきましては、先ほど言われたように、構成市から派遣された職員で構成されています。定年する際には構成市に帰任して、我々は辞令を受けることになると思います。組合としては、施設稼働後、プロパー職員を雇用してから定年条例の制定をする必要があるとは考えておりますので、現段階ではまだ制定はせず、その時点で条例を制定したいと考えております。

以上です。

○齊藤克己議長 よろしいですか。

ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○齊藤克己議長 以上にて質疑はございませんので、質疑を終結いたします。

議案第3号について討論を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○齊藤克己議長 討論がありませんので、討論を終結いたします。

採決いたします。

議案第3号について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤克己議長 御異議ないものと認め、議案第3号、地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定については、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第4号、朝霞和光資源循環組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、質疑を許します。

質疑ございますか。

5番、齊藤議員。

○齊藤弘道議員 内容は先ほど説明のあったとおりで分かりましたので、周知と職員の理解をどのような形で得たのかと、あと、人勧が出て、あるいは国家公務員法の改正があつてかなり経つと思うんですけれども、この時期になった理由についてお伺いします。

○齊藤克己議長 それでは、答弁願います。

紺清次長。

○紺清公介事務局次長 職員への周知でございますけれども、昨年8月に人事院勧告があつた

その日のうちに、グループウェアにおいて職員には周知いたしました。特に意見等はございません。

この時期になった理由としましては、我々の組合議会は11月に定例会がありますが、その時点ではまだ法改正がされていませんでしたので、その後という形でこの時期に条例案を出したという形になります。

以上です。

○齊藤克己議長 よろしいですね。

ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○齊藤克己議長 質疑がございませんので、質疑を終結いたします。

議案第4号について討論を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○齊藤克己議長 討論がありませんので、討論を終結します。

採決いたします。

議案第4号について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤克己議長 御異議ないものと認め、議案第4号、朝霞和光資源循環組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決することに決しました。

次に、議案第5号、朝霞和光資源循環組合個人情報保護法施行条例の制定について、質疑を許します。

5番、齊藤議員。

○齊藤弘道議員 国の法律に沿って、それを施行するための条例を制定し、今まであった個人情報保護条例を廃止するということですがけれども、これによって具体的にどういう、これは構成市の議会でもやっていますけれども、改めてここは独立した団体なので、何がどう変わるのかと、今までの組合が持っていた条例がなくなることによってどう変わるのかという点と、改めて現在、この組合で扱っている事業、個人情報を扱う事業って17だとかというのは、ちょっと公表の関係で見たような気がするんですけども、どんなものがあって、今後どういうものが加わっていくとかという可能性だとかのことについて、実際に条例が施行された後ですけれども、どんなことが増えるのかということについてお聞かせをいただきたいと思っております。

○齊藤克己議長 それでは、答弁を願います。

紺清次長。

○紺清公介事務局次長 今回の条例制定において組合への影響ですけれども、具体的に、開示決定とかの期限におきましては現行条例、組合の現行条例に沿った形で同じ、請求のあった日から14日間という形で制定してございますので、さほど影響はないと考えております。また、開示請求における手数料ですが、これも手数料に関しては無料ということで、現行条例に沿って制定してございます。

また、審査会への諮問ということなんでけれども、組合としては審議会を持っておりません。そのため、組合が持っている情報公開・個人情報保護審査会に諮問をできるという制度になったため、そこが新たに変わったところだと考えております。

次に、17の個人情報の事務の取扱いなんですが、今制定しておりますが、今後は管理簿というものを作成してまいりますので、そちらに同じような事務が載ってくるとこちらとしては考えております。また、新たに追加される個人情報の関連としては、これから施設が稼働すれば、当然手数料の関係とか、もっとその辺の情報が入ってくるのかなというふうに思っております。

今のところはそれくらいです。

以上です。

○齊藤克己議長 5番、齊藤議員。

○齊藤弘道議員 分かりました。

それで、さほど変わることはないという話だったんですけれども、ちょっと確認しておきたいことが幾つかあるので、何点かだけ聞きますけれども、1つは法に基づいたときに、匿名加工情報については組合は義務づけられていないと思うんですけれども、それについてどう扱う、あまりこの組合でそれを扱うことが予測はされないんですけれども、どんなことが考えられるのか、どういうふうに扱おうとしているのかということ。

それから、これもあまりこの組合で考えられることってそんなないのかと思うんですけれども、目的外利用だとか外部提供だとかというのも法律でも原則はできないことになっていきますけれども、そういったものについて組合としてやることがあるのかどうかお聞かせいただきたいのと、あとはオンライン結合、あるいは言い方は何でもいいですけれども、外部との電子的な結合について、現在やられているのか、あるいは今後そういうことの可能性が出てくるのかどうかについてお聞かせいただきたいと思っております。

以上です。

○齊藤克己議長 それでは、答弁を願います。

紺清次長。

○紺清公介事務局次長 匿名加工情報の提供の関係でございますけれども、こちらに関しては法改正では任意とされておりますので、現段階では導入せずに、必要に応じて調査研究していくというふうに考えております。構成市も未導入ということでございますので、今後の検討課題です。

あと、目的外利用や、外部提供に関しましては、条例には定めはございませんが、法に準じてと考えております。想定されるということはありません。

オンライン結合に関しましても、現在はありませんけれども、今後そのような状況が生じたら、法に従ってやっていきたいと考えております。

以上です。

○齊藤克己議長 5番、齊藤議員。

○齊藤弘道議員 1つは、先ほどのような運用の仕方をするという考えでいるというのは分かりました。

そのときに、先ほど、もう1回前のところで出てきた審議会がここにはないかなど。条例には審議会、審議会と何度も今の現行条例に出てくるんだけど、実際には審議会はないということがあって、ホームページで運用状況が報告をされ、公表されているというぐらいしか実際には、今度は審査会に報告するということになるんだと思うんですけども、改めて、そうした先ほどの匿名加工情報の話だとか、目的外利用や外部提供やオンライン結合なんかに関してもですけども、含めてですね、審査会だけではなくてきちんと市民にも公表するし、ましてや議会に対して、きちんと今後新しい条例の中では、運用状況を管理者から報告をしていただきたいと。

今はそんなに扱うものもないですし、心配することは全然ないんだと思うんですけども、先々の運用に備えて、きちんと運用状況が分かるような形での報告を、今まででいえば、構成市でいえば多分、審議会にきちんとそういう報告はされていたと思うんですけども、ここではそういう、そんなに大規模な話ではないので、せめて議会にきちんと報告していただきたいと思うんですけども、その点どうお考えでしょうか。

○齊藤克己議長 紺清次長。

○紺清公介事務局次長 個人情報の運用状況の報告についてでございますけれども、こちらと

しては審査会を諮問機関として考えてございますので、そちらにも相談はできると思っております。また、必要に応じて議会には出してほしいということなんですけれども、今後そのような事態が生じた場合は検討してまいりたいと思います。

以上です。

○齊藤克己議長 ほかにございますでしょうか。

〔「なし」と言う人あり〕

○齊藤克己議長 質疑がございませんので、以上にて質疑を終結いたします。

議案第5号について討論を許します。

〔「なし」と言う人あり〕

○齊藤克己議長 討論がありませんので、討論を終結いたします。

採決します。

議案第5号について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤克己議長 御異議ないものと認め、議案第5号、朝霞和光資源循環組合個人情報保護法施行条例の制定については、原案のとおり可決することに決しました。

◎議員提出議案の上程

○齊藤克己議長 次に、日程第8、議員提出議案の上程を議題といたします。

議案については、あらかじめ配付してありますので、御了承願います。

なお、議案の件名の朗読及び議案の朗読につきましては、議会運営委員会にて省略することを了承いただいております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤克己議長 御異議ないものと認め、議案の件名の朗読及び議案の朗読は省略いたします。

◎議員提出議案の提案説明

○齊藤克己議長 これより、日程第9、議員提出議案の提案説明を求めます。

獅子倉副議長。

○獅子倉千代子副議長 議員提出議案発議第1号、朝霞和光資源循環組合議会の個人情報の保護に関する条例の制定について、提案説明をさせていただきます。

個人情報の保護に関する法律の改正に伴い、新たに議会における個人情報の保護に関する

条例を制定する必要があるため、地方自治法第112条及び朝霞和光資源循環組合議規則第14条の規定により、この案を提出するものです。

制定する内容につきましては、添付してあります朝霞和光資源循環組合議会の個人情報の保護に関する条例の議案書のとおりです。

なお、この議案につきましては、組合議会議員全員が賛成者として提出しているものでございます。

以上で提案説明とさせていただきます。

○齊藤克己議長 ただいまの議案につきましては、議会運営委員会にお諮りした結果、質疑、討論を省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

◎議員提出議案に対する採決

○齊藤克己議長 御異議ございませんので、これより日程第10、議員提出議案に対する採決を行います。

採決します。

議員提出議案発議第1号、朝霞和光資源循環組合議会の個人情報の保護に関する条例の制定について、可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤克己議長 御異議なしと認めます。よって、議員提出議案発議第1号、朝霞和光資源循環組合議会の個人情報の保護に関する条例の制定については、原案のとおり可決することに決しました。

◎一般質問

○齊藤克己議長 次に、日程第11、一般質問を行います。

通告が出ております。通告者は1名であります。

一般質問を許可します。

なお、質問につきましては、会議規則第51条の規定により回数は3回まで、質問時間は組合議会の申合せにより1回20分までとなっておりますので、御了承願います。

発言順位1番、赤松議員、通告書に従い、お願いいたします。

○赤松祐造議員 それでは、10番、赤松祐造、発言順位に沿って質問いたします。

まず、発言順位 1、ごみ広域処理施設の運営体制について。

現状のごみ処理施設と新ごみ広域処理施設の運営人員体制と運営目標について。

昨年11月にて、私は、埼玉県久喜市で巨額ごみ処理場建設の整備費が1トン当たりの整備費1.8億円が議会で大きな問題となり、1.2億円にとどまった話をし、当組合の整備費を問い1.2億円の答弁をいただきました。

今回の質問は、この施設での運営体制です。これからの事業者選定を視野に入れての運営体制の質問についてです。

ごみ処理施設整備基本計画の116ページ、11の3.3には、本施設の運營業務を行うために必要な人員体制を計画するものとしますと明記していますが、1行だけ記載されています。新たな施設を運営するための人員体制はとても重要です。民間企業が新たな事業を興すには、まずそこに力を入れて取り組みます。この基本計画にはさきの1行しか記されておませんが、まずその理由をお聞きし、次の質問をいたします。

1、現状の朝霞市、和光市の年間ごみ処理量とごみ処理に関わる現業部門のそれぞれの人員体制、総人数と1人当たりの年間処理量及びごみ処理1トン当たりの人件費を伺います。

2、新ごみ広域処理施設は総勢何名ぐらいの人員体制を計画、想定しているのか伺います。民間工場では、この工場では従業員が何名働いていますというように、新施設に従事する従業員は何人の人が働く施設でしょうか。総勢何名ぐらいの人員体制を計画、想定しているのか伺います。

ちなみに、今回私たちが視察する水戸市の清掃工場えこみっとでは、水戸市の人口は27万人です。朝霞市、和光市は約23万人です。水戸市では、ごみ処理量年間8万から9万トン、月6,000トン、1日の焼却は270トンです。焼却窯は3窯あり、24時間稼働です。そして、24時間コントロールする人員は4名で交代で行っています。現業で働く人員は40名、あと事務職に50名、その他だそうです。

3、新ごみ広域処理施設では1人当たりの年間処理量の目標、ごみ処理1トン当たりの人件費は現状に対して何%の削減を計画、想定しているのか伺います。

4、この計画目標を達成するために、新ごみ広域処理施設は、コントロールセンターのIT制御、またデジタル化による管理、処理整備の省力化、自動化設備はどの程度のものを計画、想定しているのか取組を伺います。

発言順位 2、ごみ処理施設視察研修・見学会について。

1、議員の他市のごみ処理施設の視察研修について。

昨年の11月議会の質問に答えていただき、今2月15日の水戸市清掃工場えこみっとのごみ処理施設の視察研修を企画していただき、ありがとうございます。しっかり視察したいと考えています。

しかし、議員は選挙改選で代わります。そこで、次期の議員も今後の審議を行う上で、ごみ処理施設を見ないでは、よい審議はできないと思います。そこで、次期議員も行政視察研修をされるよう提言しますが、取組を伺います。

2、市民の他市のごみ処理施設見学学習会について。

朝霞和光資源循環組合では、職員が一生懸命取り組んでおります。そして、239億円という多額の費用をかける新ごみ広域処理施設建設ですが、まだまだ一部の市民しか知らず、関心が薄いように思われます。そこで、市民に関心を持ち、もっと期待するよう喚起する必要があります。ごみ処理の理解を深め、また今後のごみ対策についても喚起、啓発するために、この新ごみ処理施設建設時に他市または現場の清掃工場見学会は非常に効果的です。近隣の都内、杉並清掃工場でもよいと思いますが、さきの議会でも質問していますが、再度、両市の市民が一緒に行けるような計画がよいと思います。立案されるよう提言いたしますが、取組を伺います。

1回目の質問は以上です。

○齊藤克己議長 赤松議員の質問に対する答弁を願います。

高野施設課長。

○高野晴之施設課長 発言事項1、ごみ広域処理施設の運営体制のうち、初めに、ごみ広域処理施設整備基本計画の中に運営体制の記述が少ないことについて御答弁申し上げます。

令和4年9月に策定したごみ広域処理施設整備基本計画については、新しく整備するごみ広域処理施設の規模や処理方式、施設整備に関する全体的な計画やプラント設備に関連する基本事項を取りまとめた、主に施設の整備に関する計画書であるため、施設の運営に関する記述は少ない構成になっているものでございます。

具体的な運營業務の方針や仕様等につきましては、現在、要求水準書として検討また整理をしており、本年4月に予定している入札公告に併せ公表する予定としております。

次に、1点目についてお答えいたします。

こちらについては、構成市に確認をさせていただいた数値を基に御報告させていただきますが、まず、朝霞市については、令和3年度における焼却施設及び粗大ごみ処理施設の対象となる年間ごみ処理量は3万852トンで、市の職員を除く民間委託による運転管理及び計量

受付に当たる人員は22名となっております。また、1人当たりの年間ごみ処理量は1,402トン、ごみ処理1トン当たりの人件費は4,719円とのことでございました。

和光市につきましては、同じく令和3年度における年間ごみ処理量が2万1,438トンで、運転管理及び計量受付に当たる人員は26名となっております。また、1人当たりの年間ごみ処理量は825トン、ごみ処理1トン当たりの人件費は8,477円とのことでございました。

次に、2点目についてお答えいたします。

ごみ広域処理施設整備運営事業では、民間事業者からの専門技術的なノウハウを活用した性能発注により、各メーカーが提案するプラント設備に応じた効率的な人員計画と、そのために必要となる効果的な施設の設計を期待するものでありますが、基本的には現在稼働する構成市の施設と同様に、エネルギー回収型廃棄物処理施設が24時間稼働の施設となるため、シフト制の交代勤務と日勤の人員が必要となり、メーカーヒアリングや見積等調査の結果を踏まえて試算をしますと、おおよそ39名程度の人員が必要になると想定しております。

次に、3点目についてお答えいたします。

まず、1人当たりの年間ごみ処理量でございますが、新ごみ広域処理施設が稼働する令和10年度の年間ごみ処理量については、構成市において減量化目標を設定していることから、比較のため令和3年度の年間ごみ処理量で試算をしますと、1人当たりの年間ごみ処理量は1,341トンとなります。また、ごみ処理1トン当たりの人件費の削減の想定でございますが、構成市における2施設の運転管理人員と比較して約29%の削減が期待できるものと考えております。

次に、4点目についてお答えいたします。

新ごみ広域処理施設では、現在稼働する構成市の施設においても導入されている燃焼制御や各種自動制御機器のほか、近年増加する火災事故や安全意識の高まりから、人による管理と併せてITによる監視を強化することにより、安全で安定的な施設運営を目指してまいります。また、直接搬入におけるごみ処理手数料の納付を円滑に行えるよう、自動料金徴収装置の導入についても想定しているところでございます。

○齊藤克己議長 紺清次長。

○紺清公介事務局次長 発言事項2、ごみ処理施設視察研修・見学会のうち1点目について御答弁申し上げます。

次期組合議員の視察研修とのことでございますが、新ごみ処理施設建設及び稼働に関する審議を行っていく上で、他団体へのごみ処理施設の視察研修は大変有用なものであると認識

してございます。また、構成市の財政状況も大変厳しい状況にありますので、今後については、先進的な施策を展開している事例を調査研究する必要がある場合に実施していきたいと考えてございます。

次に、2点目について御答弁申し上げます。

新ごみ処理施設建設に向けた事業について、市民への周知、理解を深めていただくには、構成市と組合それぞれの立場から実現可能な取組を進めるべきと考えております。議員御提案の市民の見学学習会もその一つと認識しておりますので、様々な方法と比較検討しながら、本事業に対し市民の理解が進むよう、よりよい周知方法を今後も模索してまいります。

○齊藤克己議長 質問ございますか。

赤松議員。

○赤松祐造議員 それでは、2回目の質問をいたします。

新ごみ処理施設では、現状の両市の総人数に対して何名ぐらい合理化されるか伺います。今見ると、両方で22名、26名で48名おられますね。先ほどの水戸市からいくと、もっと多いですね、39名じゃなくて20名代でもできるんじゃないかなと私は推察いたします。それを伺います。

それと、視察研修予定の水戸市の運営についてですけれども、視察研修予定の水戸市の清掃工場えこみっとでは、ごみ焼却施設、リサイクルセンターの運営を行うために、資本金2億円で設立された特別目的会社、水戸環境テクノロジー株式会社が運営していますが、当資源循環組合の新ごみ広域処理施設の運営はどのような形を考えているか。部分的に当組合の直営があり、水戸市のように運営会社を設立するのか、またプロポーザルなどで公募するのか伺います。

次に、視察について。他市の処理施設の視察研修について。

朝霞和光資源循環組合の職員の方々は、他市の処理施設をどの程度視察し、研さんされているのか伺います。

私は、新ごみ処理施設建設のこのビッグプロジェクトの職務を任されている職員は全員が視察され、よいところ、悪いところを見て知見を高めて、両市でつくる新ごみ処理施設建設に活かしていただきたいと思います。そこで、職員の皆さんは全員、他市の処理施設を視察をされているのか伺います。百聞は一見にしかずですが、視察されていない職員は議員と同行して、このたびの視察に同行をすればと考えますが、いかがでしょうか。

次に、市民の見学会です。これは提案ですが、両市にある環境市民会議のメンバーの人た

ちを率先し、市民と一緒にいくとよいと思いますが、いかがでしょうか。私は以前、和光市の環境市民団体と朝霞市の環境市民会議の方々とバスで視察研修を幾度か共にしていました。とてもよいと思いますので提案いたしますが、いかがでしょうか。

以上です。2回目よろしく申し上げます。

○齊藤克己議長 それでは、答弁を願います。

高野施設課長。

○高野晴之施設課長 発言事項1の再質問について御答弁申し上げます。

まず、1点目の新ごみ広域処理施設では、両市の総人数に対して何名くらいの人数が合理化されるのかといった御質問についてお答えします。

新ごみ広域処理施設における人員配置計画については、民間提案によるプラント設備の構成によっても変わってくるところとは思いますが、想定の内容としてお答えさせていただきます。

両市の運転管理及び計量受付に当たる人員の合計が、先ほど御答弁申し上げましたとおり、合わせて48名でありますので、新ごみ広域処理施設の人員がおよそ39名ということですので、9名程度の削減が見込まれると考えております。

次に、2点目の新ごみ広域処理施設の運営形態でございますが、令和3年度より実施しておりますPFI等導入可能性調査における総合評価を踏まえまして、本事業では施設の設計、建設及び運営に係る業務を事業者が一括して行うDBO方式を採用する方針としております。また、運営業務の実施に当たりましては、本事業が長期にわたる業務となることから、安定した事業運営を行うため、構成企業からの出資により特別目的会社を設立し、管理運営を行うことを想定しているところでございます。

○齊藤克己議長 紺清次長。

○紺清公介事務局次長 発言事項2の再質問について御答弁申し上げます。

組合職員の視察、研さんについてでございますけれども、新ごみ処理施設建設事業に携わっておりますので、他団体のごみ処理施設の情報は当然注視してございます。報道やホームページなどから情報を収集し、組合内で共有している状況でございます。また、個々の職員がそれぞれ他施設を見ているという話は聞こえてはきますけれども、視察につきましては必要なことと考えますので、今後検討してまいります。

また、2点目につきましては、特定の団体に限らず市民に周知する方法の一つとして、こちらも今後検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○齊藤克己議長 質問ございますか。

赤松議員。

○赤松祐造議員 やはり、ごみ清掃工場というと、1番の質問の再質問です。やはり一般のイメージからいくと、本当に不潔で3Kのようなイメージもあるんです。それは、やっぱり人がつくれるところは多いけれども、そういうのはあるんですけども、できるだけ機械、また自動化できるところは自動化すれば、もっと私は人が少なくて衛生的な設備になると思うので、ちょっと39名というのはいくつもあるような気がいたしますので、これは他市の先進のところをよく見ていただいて研究していただきたいと思います。

他業種ですけれども、Amazonの配送センターは人がいないんですよ。それでも物すごいスピードで動いています。そこまでしてくださいとは言わないですけども、よいところを取り入れる。私も工場を2つほど造ってきていますけれども、人数が多いとどうしてもやっぱりいろんな面で大変なんですね。そういうのを研究していただきたいと思います。これは要望です。

それと、当資源循環組合の職員の方、これはもう選ばれたエリートなわけですね。実際、先ほど事務局長は見学していないとお聞きしたようなんですけども、本当に行っていない人、見ていない人は何人ぐらいいるのか、ちょっと分かる範囲で概数でお聞きしたいと思います。もしそれが多いうだと、やはり早く見て、施設課長は課長でないときに、私たちボランティアで朝霞市の人たちと杉並清掃工場を見学したことがあるんです、一緒に。たまたま施設課長でないときですけども、自転車で見に来ていたんですよ。それぐらいな熱心さも必要です。これからやっぱりナンバーワンのものを造るわけですから、やはり職員の皆さんが視察などができるように配慮をしていただきたいと思いますが、管理者の考えをお聞きしたいけれども、いかがでしょうか。

○齊藤克己議長 3回目の質問でいいですか。

○赤松祐造議員 これで終わりです。

○齊藤克己議長 それでは、答弁を願います。

紺清次長。

○紺清公介事務局次長 現在、所属する職員がどれぐらい他施設を視察しているかという話なんですけれども、把握はしてございません。数名行っているという話は聞いてございますけれども。

以上です。

○齊藤克己議長 もう3回終了しました。

じゃ、補足をお願いいたします。

柴崎管理者。

○柴崎光子管理者 すみません、人数の件については、ちょっと私からお伝えすることはできないですけども、視察については大変有用であるということは私も認識しておりますので、ただ、先ほどの次長からの答弁でもありましたとおり、財政状況というのがちょっと厳しい状況にありますので、方法につきましては、やはり先進的な新しい事例ですとか、そういった場合には調査の研究をしつつ、必要が生じた場合には視察にぜひ行っていただければと考えております。

○齊藤克己議長 以上で赤松議員の質問は終了しました。

◎閉会中の継続審査

○齊藤克己議長 次に、日程第12、閉会中の継続審査についてお諮りいたします。

議会運営委員長から、次の議会の会期予定について、次の議会の質疑、質問について、議会に関する条例、規則、規定に関することについて、委員の選任に関することについて、その他議会運営に関することについての5点を閉会中の継続審査としたいとの申出がありました。閉会中の継続審査として議会運営委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤克己議長 御異議なしと認めます。よって、議会運営委員長の申出のとおり、次の議会の会期予定等について議会運営委員会に付託し、閉会中の継続審査事件とすることに決定しました。

ここで、今期定例会の発言につきまして、会議規則第43条の議決事件の字句及び数字等の整理を要するものにつきましては、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤克己議長 御異議なしと認めます。よって、議決事件の字句及び数字等の整理は議長に委任することに決しました。

◎閉議と閉会の宣告

○齊藤克己議長 お諮りします。

本定例会に付議された案件の審議は、全て終了しました。よって、会議規則第7条の規定により、閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○齊藤克己議長 御異議ないものと認めます。よって、令和5年第1回朝霞和光資源循環組合議会定例会を閉会します。

お疲れさまでした。

午前11時17分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和5年2月9日

議 長 齊 藤 克 己

署 名 議 員 須 田 義 博

署 名 議 員 菅 原 満